# ★介護職員のための喀痰吸引等研修 第三号研修

障害者(児)サービス事業所、障害者(児)施設、通所介護事業所、訪問介護 ステーション等で喀痰吸引等の医行為を適切に実施することができる介護職 員等を養成します。

#### 受講対象者

障害者(児)サービス事業所、障害者(児)施設、通所介護事業所、訪問介護ステーション等に 勤務する介護職員等

(資格の有無は問いません。)

### 受講料

33,000円 (税込・テキスト代込)

## 受講内容

#### 基本研修 (全2日間)

- ・講義(8時間)
- ・筆記試験
- 演習 (シュミレーターを使用した 各医行為の演習)



# 実地研修

・喀痰吸引等の対象者に対する 該当医行為の所定回数以上の 実施

(本人または家族の書面同意が必要)

#### ご注意ください!

介護福祉士(医療的ケア修了者)・ 介護福祉士実務者研修修了者でも 「基本研修」は免除になりません。

原則として受講者が所属する施設・事業所または 同一法人の施設・事業所において実施。

- ・介護職員を指導する指導看護師を確保すること
- ・実際に喀痰吸引等の医行為を必要とする利用者 がいること



栃木県へ「認定特定行為業務従事者」「登録特定行為事業者」の申請修了者は「認定特定行為業務従事者」の認定・事業所は「登録特定行為事業者」の登録を受けて、はじめて痰吸引等のサービスを提供することができます。